

長野県環境影響評価技術委員会の意見

((仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロードに係る環境影響評価準備書)

[全般、事業計画]

- 1 事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動植物及び景観への環境影響について、最大限回避・低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明すること。
- 2 事業による環境影響を把握するために、大気質、騒音、振動、水象等について事後の調査を実施し、その方法、内容等を明らかにすること。また、調査結果を技術委員会に報告するとともに、環境影響が認められた場合等においては、追加の環境保全措置等を検討すること。
- 3 評価書において、事業による環境影響が分かるよう、定量的な予測結果の記載にあたっては、現況値や寄与率などを併記すること。
- 4 ハザードマップや揺れやすさマップ等の災害に関する情報を収集し、事業に係る災害対策及び防災効果について評価書への記載を検討すること。
- 5 搬入する土砂について、汚染防止の考え方を評価書に記載すること。

[騒音]

- 6 遮音壁の設置による騒音の低減効果等について、具体的な計算結果を評価書に記載すること。

[水象]

- 7 地下水の流向の調査結果について、その根拠を正確にわかりやすく評価書に記載すること。
- 8 事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水流向等について精度を高めて把握すること。また、地形・地質構造を考慮の上、地下水への影響について、最大限回避・低減がなされる工法を検討し、当該工法により工事を行うこと。また、事後の調査において、地下水に影響が認められた場合等は、必要な環境保全措置等を講じること。
- 9 通水工法について、先行事例等を用いて概要を示し、地下水への影響を最大限回避・低減する工法を検討すること。また、具体的な工法が決定した段階で、地元住民に対して丁寧な説明を行うとともに、事後の調査を実施し、必要な環境保全措置等を講じること。

[動物、植物、生態系]

- 10 オオムラサキ及びミヤマシジミについては、個体及びその食草に係る改変量又は改変率を整理し予測評価すること。また、生息環境が事業によって消失する場合、食草、周辺に生息する幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じること。
- 11 ミヤマシジミについては、地元の団体が独自の調査を行っていることから、データの提供を受けて事業による影響を確認し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。
- 12 ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、調査地域内における確認情報があることから、情報収集し、予測評価すること。また、ツチガエル及びトノサマガエルを含め、必要な環境保全措置を講じること。
- 13 猛禽類への影響について、高利用域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載し、評価の上、必要な環境保全措置を講じること。
- 14 事業実施区域において生育数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種について、生育環境、近接する湿生環境の保全に配慮した環境保全措置を検討するとともに、事後の調査対象に含めるよう検討すること。
- 15 生態系の予測評価においては、環境単位の改変量を整理し、影響を評価すること。また、バイナリーデータによる類似度係数等を用いた定量的評価を事後の調査として実施することを検討すること。

[景観]

- 16 天竜川周辺など高い盛土を行う箇所について、景観の予測評価の地点として選定しなかった理由を、評価書において記載すること。
- 17 フォトモンタージュについて、事業が景観に与える影響を適切に把握できる地点から作成するとともに、実際の視認景観に近い画角で撮影したものも示すこと。

[景観、人と自然との触れ合い活動の場]

- 18 三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差点について、ボックスカルバートとした場合の景観資源への影響をフォトモンタージュを用いて予測評価し、快適性への影響を最大限回避・低減すること。